

南砺市子どもの居場所づくり促進事業概要

【補助金額】

対象経費の総額の1/2以内（上限5,000円/日・年間25日未満）

【対象事業】

以下のいずれかに該当する事業の運営経費を対象とします。（両事業可）

- ① 食事会や遊び、体験活動等を通じて、子どもと保護者が身近な地域の多世代と交流できる子どもの居場所づくり
- ② 子どもの学習習慣の定着や基礎的な学力向上、社会勉強となる子どもの居場所づくり

<例>

○ケース1（①の事業）

交流センターや集会所で月1回、昔の遊び、リズム体操、折り紙教室や子育てサロンなど子どもからお年寄りまで参加できるプログラムを企画し、地元住民の多世代交流を図る。

○ケース2（②の事業）

空き家を活用し、月2回、ボランティア等が子どもの学習支援を行い、学習意欲や学習習慣の定着を図る。

○ケース3（①と②を合わせた事業）

地元の元教員や、飲食店、農家、ボランティア等の協力者と連携し、学校の長期休業時（年6回程度）等に、子どもの学習支援（自由研究や夏休みの課題等の指導・支援）や、子どもと保護者や地域の方々と交えた野菜の栽培・収穫、調理、食事等による交流の場を設け、学習意欲の向上や地域社会に接触する機会をつくり、地域との関係性の構築を図る。

1. 補助対象団体

以下の要件を全て満たす団体（法人格は問いません）

- ◆市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体であること
- ◆子どもの居場所づくりを継続して実施するための意思及び能力を有すること
- ◆組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること
- ◆政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと
- ◆公序良俗に反する活動を行う団体でないこと
- ◆暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体でないこと

2. 補助要件

以下の要件を満たす事業が対象となります。

- ◆南砺市内で本制度の趣旨に合致する子どもの居場所づくりを設けること
- ◆年間を通じて5日以上25日未満、1日あたりおおむね3時間以上実施すること
- ◆18歳未満（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある）の子どもの利用が1日あたりおおむね5名以上見込めること
- ◆常駐できる責任者を配置すること
また、責任者とは別に活動の補助ができるスタッフを1名以上配置すること
- ◆事業中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること
- ◆食物アレルギー等の有無について保護者等に確認し、適切な対応をすること
- ◆食事を提供する場合、調理を伴うこと
(パンやおにぎりのみの提供等は補助対象となりません)
- ◆食育の観点に配慮するとともに、厚生センターの指導に伴い、衛生管理等に十分配慮すること

3. 補助対象経費

運営経費	謝礼金（交通費を含む。）、消耗品費、印刷製本費、広告料、手数料、保険料、食材費、使用料、賃借料、通信運搬費
------	---

※子どもの居場所づくりの実施に要したことが明示できる経費に限ります。

※団体の運営に要する経費（構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等）、事業に直接必要のない経費、団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食にかかる経費は対象外となります。

※講師謝礼やその他の人件費をはじめ、通常より著しく高額・高級と判断される部分については対象外となります。

※参加費の徴収は低廉（実費相当程度）であれば可とします。

